

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	身体障害者福祉法		法令番号	昭和24年法律第283号	
手続名	指定医師の指定		根拠条項	第15条	
審査基準	<p>(1) 身体障害者福祉法第15条</p> <p>(2) 身体障害者福祉法施行令第3条</p> <p>(3) 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて (平成21年12月24日障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>(4) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定基準（佐賀県身体障害者福祉専門分科会決定基準）</p> <p>佐賀県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会へ諮問するため、標準処理期間の日数は定めていない。</p>				
	受付機関	障害福祉課	処理機関	障害福祉課	交付機関
			標準処理期間	- 日	目次
			標準経由期間	日	